

令和8年度 前橋市立駒形小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

市は、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法 13 条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処）のために対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめ防止基本方針策定にあたって

(1) 駒形小学校のいじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という強い信念をもつこと
本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取り組みを推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめ防止」「いじめ早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(2) めざす児童像

- 低学年 みんなとなかよくできる子
- 中学年 みんなとなかよく助け合える子
- 高学年 相手の気持ちを考え進んで行動できる子

(3) 学校としてなすべきこと

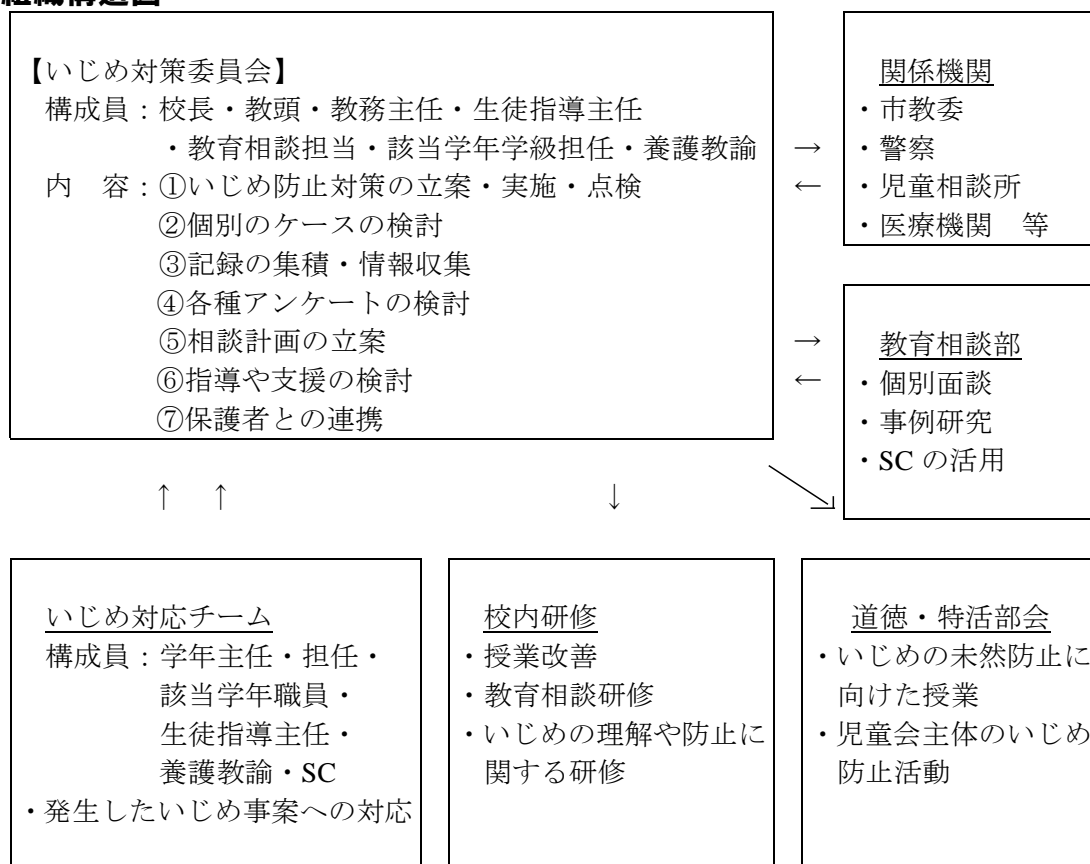
- ①いじめに対する正しい認識について共通理解すること
 - ・いじめは人間として絶対許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
 - ・児童に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ②教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図ること
 - ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
 - ・定期的なアンケートを実施すると共に、教育相談を充実させることで、いじめへの対症療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。
- ③家庭・地域・関係機関との連携を深めること
 - ・日頃より保護者とのコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
 - ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に暴力、恐喝、教養、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。
- ④「いじめ防止強化月間」での効果的な取り組みの強化を図ること
 - ・5、12月の全市一斉の「いじめ防止強化月間」において、児童の自主的・自発的な取り組みを中心に全校でいじめの早期発見に努めるとともに、誰もが相談しやすい体制づくりに努める。
- ⑤SOSの出し方に関する教育の実施と受け止める環境の整備を図ること
 - ・学級活動や保健の授業の時間に取り組む。
 - ・悩んでいる友達の気持ちを受け止めて、考えや行動を理解しようとするなど、受け止めようとする環境づくりに努める。

(4) 教師としてなすべきこと

- ①いじめの対応のための正確な認知をすること
 - ・いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、群馬県作成の「群馬県いじめ防止基本方針」、群馬県いじめ問題対策連絡協議会作成のリーフレット「いじめの対応は、正確な認知から」等を参考にし、いじめの定義・いじめ認知の考え方・いじめ問題への対応を正しくとらえる。
- ②不安や悩みを受容する姿勢をもつこと
 - ・児童の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
- ③「自信」と「やる気」を引き出す授業作りに努めること
 - ・児童との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童の「自信」と「やる気」を引き出す。
- ④心の居場所作りに努めること
 - ・児童一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び児童相互の温かい人間関係を基に、安心できる個々の居場所としての学級づくりに努める。
- ⑤一人一人の心の理解に努めること
 - ・児童と一緒に活動し、児童一人一人に一日に一回は声をかけるよう心掛ける。
- ⑥いじめは許さないという学級風土をつくること
 - ・道徳や学級活動等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げるなど、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。
- ⑦子どもの姿を見つめること
 - ・いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
- ⑧互いに個性を認め合う学級経営に努めること
 - ・児童の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。
- ⑨いじめを受けた児童を最後まで守ること
 - ・いじめを受けた児童の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑩教師間で連携・協力して問題の解決にあたること
 - ・担任は開かれた学級に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。
- ⑪生徒や保護者からの声に誠実に答えること
 - ・日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心掛ける。

2 組織及び校内体制について

組織構造図



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

- 本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童が主体的にいじめを防止するための活動を推進する。
- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくるための教育活動を積極的に取り入れる。
 - 道徳、特別活動を通して、高い規範意識や集団のよりよい在り方について話し合う学習を行う。
 - 保護者と連携し、配慮が必要な児童生徒について日常的かつ組織的な支援に努める。
 - これらの活動を通して「自己有用感」を育成し、「いじめの未然防止」につなげる。
 - 児童会主体のいじめ防止活動を実施し、子ども自身がいじめ防止を訴える取組を行う。
 - 教職員として、「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対視しない。
 - 発達障害等について適切に理解した上で、一人一人を大切にされた指導に当たる。

(2) 指導計画・研修計画

<駒形小学校「いじめ防止」年間計画>

PLAN	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導部会の設置・実態把握（月1回のハートベアの日、いじめアンケートの実施）・年間指導計画の作成（児童会主体のいじめ防止活動計画、PTA活動計画等）
DO	<ul style="list-style-type: none">・教育相談の実施・いじめ防止関連授業の実施（グループエンカウンター等）・校内研修・情報モラル教室・児童会主体のいじめ防止活動の実施
CHECK	<ul style="list-style-type: none">・いじめアンケート、取組評価アンケート・地域の健全育成活動等
ACTION	<ul style="list-style-type: none">・次学期における重点指導項目の検討と改善

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・児童が地域の行事に積極的に参加し、社会体験や交流体験をすることで自己有用感を持てるようにするとともに、地域の人にも認められるようにする。

(4) 校内研修

- ・集団における良好な人間関係を構築するため、構成的グループエンカウンターやグループワーク、ソーシャルスキルトレーニング、コーチング等について、その指導法等を研修し、教師の対応力を強化する。
- ・予防的な教育相談の技術を高めるために、必要に応じて心理、福祉、医療等に関する専門的な知識を有する講師を招き、研修を実施する。
- ・いじめの原因の一つとなるストレスのコントロールについて、ストレスを生まない学校づくりやストレスがあっても負けない自信を育む方法を学ぶ。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、遊びやふざけあいを装って行われるなど、気づきにくい形で行われていることを共通理解する。そして、学校組織として早期発見に取り組むことの必要性を共有し、家庭・地域と協力して全力で実態把握に努める。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取り組み

- ①ハートベアの日（毎月1回）児童間のトラブルや悩み事等のアンケート調査
- ②日常生活の見取り
- ③教育相談
- ④保護者・地域との日常的な連携

(3) 情報を確実に共有するための取り組み

- ・対応策を分析・検討するため、指導の記録を集積し、共有する。

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ・いじめ対策委員会で方針を立案し、対応チームに提案する。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

本校のいじめ対策における中心組織である「いじめ対策委員会」が、各種ケースをいじめとして対応すべき事案かどうか判断する。

(2) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・児童が悩みを抱え込むようなことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取り組みを周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(3) 重大事態発生の場合

- ・市教育委員会への報告
- ・市教育委員会と連携した対応
- ・いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応
- ・関係児童及び全職員に対する聞き取り調査の実施
- ・児童へのアンケート調査の実施
- ・関係児童の保護者への連絡・対応
- ・市教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関等への対応
- ・関係児童及び保護者、他の児童への対応と心のケア

(4) その他

- ・警察との連携
- ・市教委との連携
- ・児童相談所やこども課などとの連携
- ・事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

6 その他

○評価と改善について

月1回の生徒指導・いじめ対策部会で定期的に情報交換を行ったり、「取組評価アンケート」で学期ごとの評価を行ったりして、いじめ防止活動の改善を図る。

○保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- ・学年、学級懇談会等で児童が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動について伝える。
- ・市教委と連携して携帯インターネット教室を開催する。